

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

横手市（以下「市」という。）と株式会社〇〇（以下「事業者」という。）は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく指定暑熱避難施設に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止を図るため、気候変動適応法に規定する指定暑熱避難施設の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の意義は、気候変動適応法に定める用語の例によるものとする。

（協定の目的となる対象施設等）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）の名称、位置、開放可能日、開放する時間帯、受入可能人数及び管理責任者は、別表のとおりとする。

（対象施設の管理）

第4条 事業者は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するよう、対象施設を適切に維持管理するものとする。

3 市は、対象施設が指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めたときは、事業者に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第5条 市は、秋田県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに事業者に伝達するものとする。

2 事業者は、前項の規定による伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、別表に定める開放可能日等において、対象施設の一部を一般に開放するものとする。ただし、設備点検等やむを得ない理由により対象施設が休館している場合は、この限りでない。

3 前項の規定による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、事業者においてこれを行うものとし、必要に応じ市に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第6条 事業者は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、別表に定める開放可能日等において、対象施設の一部を一般に開放にするよう努めるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第7条 事業者は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ市と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和8年3月31日までとする。
ただし、期間の満了の1か月前までに、市又は事業者から協定の更新をしない旨の申出がなかった場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた事項又は定めがない事項が生じたときは、市及び事業者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年〇〇月〇〇日

市 秋田県横手市中央町8番2号
横手市長 高橋 大

事業者 ○○○○○○○○○○○○○○
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○

【1】

名称	〇〇〇〇 横手店
位置	秋田県横手市〇〇〇〇〇〇〇〇
供用部分	1 階休憩コーナー、2 階休憩コーナー
開放可能日	全日（但し、1 月 1 日を除く）
開放する時間帯	9：30～19：30
受入可能人数	1 0 人
施設管理責任者	〇〇 〇〇

【2】

名称	●●●●● 横手赤坂店
位置	秋田県横手市●●●●●●●●●●●●
供用部分	1 階休憩コーナー、2 階休憩コーナー
開放可能日	全日（但し、1 月 1 日を除く）
開放する時間帯	9：30～19：30
受入可能人数	1 0 人
施設管理責任者	〇〇 〇〇